防情公審第 19号 平成24年(2012年)12月27日

防府市長 松浦正人様

防府市情報公開審査会 会長 永 田 信 明

防府市情報公開条例第14条に基づく諮問について(答申)

平成24年7月24日付け防建第598号による下記の諮問について、別 紙のとおり答申します。

記

1 防建第598号

①住宅別・累積滞納額集計表及び住宅別・累積滞納月数集計表(以下「料金滞納者リスト」という。)の団地名、②高額所得者リストの種別及び団地名の非公開決定に対する異議申立てについて

別 紙

答 申

1 審査会の結論

料金滞納者リストの団地名及び高額所得者リストの団地名と種別を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立てに至る経緯

年 月 日	経 緯 等
【防建第598号】	
平成24年6月11日	公文書公開請求の受付
平成24年6月22日	実施機関において請求に係る公文書部分公開決定
	(防建第489号)を行い、同月25日に請求者に公
	開
平成24年6月25日	公文書部分公開決定に係る異議申立書の受付

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立ての趣旨

防府市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定に基づく本件文書の公開請求に対し、平成24年6月22日付け防建第598号により実施機関が行った公文書部分公開決定について、これを取り消し、非公開とした「料金滞納者リスト」の「中・大規模団地名」及び「高額所得者リスト」の「中・大規模団地名・種別」について、公開をすることの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

入居者(世帯)数の少ない小規模団地は別にして、中・大規模団地は団地 名を公開しても個人を特定できるとは考えられない。公開については、個 別に精査すべきであるというものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が平成24年8月3日付けで本審査会に提出した理由説明書によると、実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 料金滞納者リストの団地名の非公開について

本市には31団地、2,091戸の市営住宅及び改良住宅があり、その中には10戸で1団地を形成しているところから、361戸で1団地を形成しているところもある。しかしながら、団地の規模にかかわらず、市営住宅の入居者は一定の敷地内に密集した状態でコミュニティが形成されており、団地内での行事や作業などを共に行い、非常に親密な人間関係が維持されている。この様な状況で安易に団地名を公開することは、疑心暗鬼や噂話になり、入居者同士の良好な人間関係の崩壊につながり、なお且つ、言動や普段の生活態度から、容易に本人を特定できるおそれがあり、また、入居者及び退去者を問わず料金滞納者リストの累積滞納額及び累積滞納月数の各段階毎の人数を基に本人を特定できるおそれもある。更には、公開された団地の滞納者以外の入居者の人権も侵害される懸念が生じることから、団地名は非公開とすることとした。

(2) 高額所得者リストの種別及び団地名の非公開について

種別の欄については、公営住宅の整備目的を記載しており、これを団 地名とともに公開することは、団地住民の人権とプライバシーの侵害と いう結果を招くおそれがあるため、非公開とすることとした。団地名に ついては、前述の理由によることから、同じく非公開とすることとした。 5 実施機関の意見又は説明の聴取

平成24年10月30日に開催した審査会における実施機関の意見は、 概ね次のとおりである。

- (1) 市には31団地2,091戸の市営住宅及び改良住宅があり団地、 棟によっては、何十年も住んでいる人もいて、団地の規模の大小にか かわらず、住人の個人情報を含む様々な情報に詳しい人もいる。
- (2) 団地には階段ごとに班があり、情報、憶測、噂話等はすぐに広まる狭い世界である。団地名を非公開としたのは、小規模大規模にかかわらず昔からの密接な人間関係が団地の中にあって、その人間関係の中から個人が特定されるおそれがあると判断した。
- (3) 特に長期間かつ高額な滞納者についてはその状況から個人が特定 されやすい。逆に、滞納していない人が滞納者だと流布されるおそれ もないとはいえない。このような環境の中で、団地名を公表した場合、 市に対して個人情報管理について、市の姿勢を質される可能性がある。
- (4) 入居者には滞納もなく普通に生活している人も多くいる。滞納者には個別指導を進めており、ほとんどの滞納者は協力的である。このような中で敢えて個人が特定される可能性のある情報は公開すべきではない。
- (5) 団地毎の累積滞納額及び累積滞納月数の各段階毎の人数を公にすることが条例第1条の目的に沿うものであるとは考えられない。

6 本審査会の判断

(1) 異議申立人の主張についての判断

異議申立人の「入居者(世帯)数の少ない小規模団地は別にして、中・

大規模団地は団地名を公開しても個人を特定することにつながるとは考えられない。公開については、個別に精査すべきである。」との主張は、本市は入居者数に応じて小・中・大規模団地という分類はしていないため、異議申立人の言うとおりその規模に応じて公開とするとすれば入居者(世帯)数に応じて公開か非公開かの判断をすることになる。しかしながら、実施機関が主張するように大規模であっても特定される可能性があり、また、その入居者(世帯)数の基準について、合理的根拠に基づく設定は極めて困難であることから、この主張は採用できない。

(2) 実施機関の主張についての判断

条例第6条第1項第1号(個人情報)該当性の判断

条例第6条第1項第1号に規定する個人情報とは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとなっている。

「個人に関する情報」とは、氏名、住所、思想、信条、心身の状況、 学歴、職歴、親族関係、所得、財産の状況その他一切の個人に関する情報であり、「特定の個人が識別される」とは、当該情報の内容から直接当該情報が誰についてのものであるかがわかることをいい、「特定の個人が識別され得る」とは、その情報からは直接はわからないが、他の情報と関連づけることにより、間接的にその情報が誰のものであるか推測され得ることと考えられる。

非公開とした団地名及び種別には前述した個人情報は含まれていないから、これらの情報そのものは「個人に関する情報」には該当しないと考えられる。また、これらの情報を併記した料金滞納者リストには団地毎の累積滞納額及び累積滞納月数の各段階毎の人数が記載されており、団地名を公開したとしてもこれらの情報だけでは特定の個人を識別することは不可能である。

しかしながら、実施機関が主張するように、市営住宅はその規模にかかわらず、一定の敷地内に密集した状態でコミュニティが形成されており、同じ団地内に住む住人同士ならば氏名、年齢、職業、家族構成等の

個人情報とともに日常の生活状況、経済状態についてある程度お互いに知り得る立場にある。このような環境の中で、団地名を公開すれば、料金滞納者リストの情報と合わせて小規模団地においてはもちろんのこと、中大規模団地であっても誰が滞納しているか推測することは可能であり、特に滞納額が多い入居者及び長期に渡り滞納している入居者はより特定されやすいと考えられる。

つまり、団地名を公開したからといって、直ちに滞納している個人を特定することにはならないが、上記の情報と関連づけることによりその個人を特定、特定し得ることは十分可能である。したがってこの団地名は、条例第6条第1項第1号に規定する「特定の個人が識別され得る」個人情報に該当すると考えるのが妥当である。

また、このような情報を公開すれば、ごく一部の滞納者を除いた多くの善良な入居者との信頼関係を損ね、今後の円滑な徴収事務の遂行に著しい支障を及ぼし、反発や警戒心を招き、将来の効果的な徴収が困難になるおそれや、入居者の家賃納入意欲を阻害するおそれがある。

さらに、公営住宅法第1条には、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると規定されており、この法律の趣旨も十分尊重しなければならないことから、実施機関が、この情報を非公開とした処分は、妥当であると考えられる。

次に、高額所得者リストの団地名及び種別については、料金滞納者リストの団地名を非公開にした理由と同様にその生活状況等から個人が特定される可能性があり、住宅の種別は、団地住民の人権とプライバシーの侵害を招くおそれがあり、加えて当該住宅数が少ないため、団地名の特定に繋がる可能性があることからこの二つの情報についても条例第6条第1項第1号に規定する「特定の個人が識別され得る」個人情報に該当すると考えるのが妥当である。

7 まとめ

以上により、実施機関が料金滞納者リストの団地名及び高額所得者リストの団地名・種別を個人情報であるとしてこれらを非公開とした決定は妥当であり冒頭のとおり結論する。

8 本審査会の審査経過

本審査会の審査の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審査の内容等
平成24年7月24日	• 諮問
平成24年8月3日	・実施機関から理由説明書が提出される。
平成24年10月1日 (第1回審査会)	・異議申立ての概要について(事務局説明の聴取) ・理由説明書について(事務局説明の聴取)
平成24年10月30日	・実施機関の職員の意見又は説明の聴取
(第2回審査会)	・諮問事項の審議
平成24年11月26日 (第3回審査会)	・諮問事項の審議
平成24年12月17日 (第4回審査会)	・答申書案の審議

9 防府市情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	永 田 信 明
委員	清水博
委員	上田淑江
委員	新屋敷 恵美子